

令和8年 富士見町 告示

第 79 号

富士見町生活習慣病健康診査実施要綱の一部を
改正する要綱をここに公布する。

令和8年5月19日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町生活習慣病健康診査実施要綱の一部を改正する要綱

富士見町生活習慣病健康診査実施要綱（平成17年告示第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号及び別表中「歯周疾患検診」を「歯周病検診」に改める。

別表中「20歳の歯科健康診査」の次に「（歯周病検診）」を加える。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。